

## 鹿 児 島 県 公 報

令和 7 年11月21日（金）第671号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

## 目 次

（※については例規集登載事項）

ページ

## 告

## 示

- 保安林の指定予定 (森づくり推進課取扱い) 1
- 特定養殖業者の規約の制定に係る同意の認定（2件） (水産振興課取扱い) 1
- 肥料の登録の有効期間の更新 (経営技術課取扱い) 2
- 県営土地改良事業の計画の変更（3件） (農地整備課取扱い) 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課取扱い) 3
- 道路の供用の開始 (道路維持課取扱い) 4

## 教 育 委 員 会 規 則

- 鹿児島県立高等学校学則及び鹿児島県立中学校学則の一部を改正する規則（※） (高校教育課取扱い) 4

## 県立病院局企業管理規程

- 鹿児島県立病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程（※） (県立病院課取扱い) 4

## 告

## 示

## 鹿児島県告示第665号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和 7 年11月21日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林予定森林の所在場所  
始良市加治木町木田字大坂元4961番3，4969番3，字高倉4974番1
  - 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び始良市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 鹿児島県告示第666号

出水郡長島町獅子島1503番地 中浦雅彦及び出水郡長島町獅子島1512番地6 中浦一憲からなされた次の一定の区域に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第125条の6第2項に

において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第125条の6第1項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

令和 7 年11月21日

鹿児島県知事 塩田康一

一定の区域

- 1 名称 長島町幣串加入区
- 2 区域 東町漁業協同組合の地区のうち獅子島幣串の区域

#### 鹿児島県告示第667号

出水郡長島町獅子島224番地 肥田孝幸及び出水郡長島町獅子島54番地 藤川市雄からなされた次の一定の区域に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第125条の6第2項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第125条の6第1項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

令和 7 年11月21日

鹿児島県知事 塩田康一

一定の区域

- 1 名称 長島町片側加入区
- 2 区域 東町漁業協同組合の地区のうち獅子島片側の区域

#### 鹿児島県告示第668号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

令和 7 年11月21日

鹿児島県知事 塩田康一

| 登録番号        | 更新後の登録の有効期限 | 肥料の種類   | 肥料の名称 | 保証成分量（％）                                                                          | その他の規格                             | 生産業者         |                 |
|-------------|-------------|---------|-------|-----------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|--------------|-----------------|
|             |             |         |       |                                                                                   |                                    | 氏名又は名称       | 住所              |
| 鹿児島県肥第1300号 | 令和13年11月20日 | 混合有機質肥料 | パワープロ | 窒素全量 3.5<br>りん酸全量 3.5<br>加里全量 3.0                                                 | 含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり | 鹿児島プロフーズ株式会社 | いちき串木野市大里2762番地 |
| 鹿児島県肥第1301号 | 令和13年11月20日 | 配合肥料    | プロドリム | りん酸全量15.0<br>内く溶性りん酸 15.0<br>加里全量 16.0<br>内く溶性加里 16.0<br>内水溶性加里 12.0<br>く溶性苦土 5.0 | 含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり | 鹿児島プロフーズ株式会社 | いちき串木野市大里2762番地 |

#### 鹿児島県告示第669号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、土地改良事業県営水利施設等保全高度化（畑地帯総合整備担い手支援対策）（旧：農地整備（畑地帯担い手支援型））（農業用排水施設整備及び区画整理）第一吾平東部地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和 7 年11月21日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称  
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間  
令和 7 年11月25日から同年12月22日まで
- 3 縦覧場所  
鹿屋市役所農地整備課

**鹿児島県告示第670号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第 1 項の規定により，土地改良事業県営水利施設等保全高度化（畑地帯総合整備担い手支援対策）（旧：畑地帯総合整備）（農業用排水施設整備）第二曾於北部地区の計画を変更したので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和 7 年11月21日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称  
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間  
令和 7 年11月25日から同年12月22日まで
- 3 縦覧場所  
曾於市役所耕地林務課

**鹿児島県告示第671号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第 1 項の規定により，土地改良事業県営農業競争力強化農地整備（農地整備経営体育成型）（旧：農地整備（経営体育成型））（農業用排水施設整備及び区画整理）上門地区の計画を変更したので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和 7 年11月21日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称  
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間  
令和 7 年11月25日から同年12月22日まで
- 3 縦覧場所  
志布志市役所耕地林務課

**鹿児島県告示第672号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定により，次のとおり道路の区域を変更した。

なお，区域を表示した図面は，令和 7 年11月21日から 2 週間，鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年11月21日

鹿児島県知事 塩田康一

| 道路<br>の<br>種類 | 路 線 名  | 変 更 の 区 間    | 変更<br>前後<br>の別 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 敷地の延長<br>(メートル) |
|---------------|--------|--------------|----------------|-----------------|-----------------|
| 県道            | 頰娃宮ヶ浜線 | 南九州市頰娃町郡字百間竿 | 前              | 8.8～18.0        | 93.8            |

|  |                             |   |          |      |
|--|-----------------------------|---|----------|------|
|  | 7037番 1 地先から7039番 2<br>地先まで | 後 | 8.0～18.7 | 93.8 |
|--|-----------------------------|---|----------|------|

**鹿児島県告示第673号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和7年11月21日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和7年11月21日

鹿児島県知事 塩田康一

| 道路<br>の<br>種類 | 路 線 名  | 供 用 開 始 の 区 間                        | 供用開始<br>の 期 日  |
|---------------|--------|--------------------------------------|----------------|
| 県道            | 頤娃宮ヶ浜線 | 南九州市頤娃町郡字百間竿7037番1地先から7039番<br>2地先まで | 令和7年<br>11月21日 |

**教育委員会規則**

鹿児島県立高等学校学則及び鹿児島県立中学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年11月21日

鹿児島県教育委員会教育長 地頭所恵

**鹿児島県教育委員会規則第13号**

鹿児島県立高等学校学則及び鹿児島県立中学校学則の一部を改正する規則

（鹿児島県立高等学校学則の一部改正）

第1条 鹿児島県立高等学校学則（昭和27年鹿児島県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号中「同月5日」を「同月6日」に改める。

（鹿児島県立中学校学則の一部改正）

第2条 鹿児島県立中学校学則（平成26年鹿児島県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「同月5日」を「同月6日」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

**県立病院局企業管理規程**

鹿児島県立病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年11月21日

鹿児島県立病院事業管理者 原口優清

**鹿児島県立病院局企業管理規程第6号**

鹿児島県立病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程

鹿児島県立病院事業の設置等に関する条例施行規程（平成18年鹿児島県立病院局企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式を次のように改める。

第 1 号様式（第 5 条関係）

規 格 縦5.4センチメートル  
横8.5センチメートル

|                                                                                   |  |                 |  |
|-----------------------------------------------------------------------------------|--|-----------------|--|
| ← I N                                                                             |  | 診 察 券           |  |
|  |  | (病院名)<br>(電話番号) |  |
| 患者番号                                                                              |  |                 |  |
| 氏 名                                                                               |  |                 |  |
| 生年月日                                                                              |  | 性別              |  |

附 則  
この規程は、令和 7 年12月 2 日から施行する。